

令和8年8月19日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2

2 入札参加資格停止措置期間 令和8年8月19日から令和8年9月18日まで(1カ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14号「不正又は不誠実な行為」のアに該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第4第14号 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内